岩手地区まちづくり協議会

第 10 回総会議案書





岩爭該多勝。第 10 回総会次第

日 時 令和3年4月17日10時~

場 所 岩手小学校体育館

次第

- 1. 開会のあいさつ
- 2. 会長あいさつ
- 3. 来賓祝辞
- 4. 資格審查
- 5. 議長選出
- 6. 議事

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度決算·監查報告

第3号議案 令和3年度事業計画(案)

第4号議案 令和3年度予算(案)

第5号議案 役員改選

第6号議案 その他

≪添付資料≫

岩手地区まちづくり基本構想 岩手まち協規約 岩手まち協活動体系概念図 岩手まち協専門部の構成 愛の見守り活動について 救急医療情報キットについて SDGsとは? 新型コロナ感染防止

- 7. 議長降壇
- 8. 閉会のあいさつ

以上

第1号議案 令和2年度事業報告



令和2年度事業報告

令和2年度は、新型コロナウィルス感染症に翻弄された | 年と言うことができます。 令和2年の年明けに中国武漢で新型コロナウィルスが確認され、 | 月 | 5日には日本でも感染者が確認されました。

その後の感染拡大は真にパンデェミック(世界的大流行)となり、日本においても3月から5月にかけての学校の休業措置、4月7日の7都府県に対する緊急事態宣言の発出、それが16日には全国に拡大され、私たちの岐阜県は特定警戒県に位置づけられるなど緊張の度合いを高めていきました。

こうした状況下においては、感染防止の取り組みが最優先の課題となり、地域や 学校の多くの行事や会合が中止を余儀なくされました。

岩手まち協においても4月19日に予定していた第9回総会を書面議決とせざるを得ず、春から夏にかけてメインの行事である「ホタル祭り」「夏祭り」「運動会」は中止、秋の「芸術文化祭」は規模を縮小せざるを得ないなど、厳しい事業運営を迫られました。

小学生を対象とした「地域子ども教室(菁莪塾)」は、9回予定していたものが1回の開催に終わり、小学生には寂しい思いをさせることとなりました。

夏から秋にかけて、感染拡大の規模が縮小する様子を見せた11月~12月に、地域の皆さんが参加できる事業の再開を考え始めた、その時、感染再拡大の兆候が首都圏を中心に現れ、年明けとともに2回目の緊急事態宣言の発出に到りました。

私たちの岐阜県においても1月13日から緊急事態宣言の対象県に指定され、2 月28日までの間、厳しい感染防止対策が行われました。このことにより、地域の皆 さんの多くを対象とした事業展開は、あきらめざるを得ませんでした。

このように、コロナ禍に見舞われた | 年でしたが、そうした中で岩手まち協として何ができるかを考え「岩手まち協とは何か」を改めて周知していく活動として、設立以来の課題であった情報発信の強化に取り組みました。

そのひとつ目が「ホームページ」の確立でした。垂井町のホームページ内にある 「協働のまちづくり」内にある「岩手地区まちづくり協議会」のページの充実を図り ました。

その二つ目は、岩手まち協のリーフレットによるまちづくり事業の周知活動です。リーフレットを岩手地区の全ての世帯に配布するとともに、垂井町内の関係者にも配布し、岩手まち協の活動に関心を持ってもらうためのツールを作り上げることができ

ました。

以下、厳しい環境の中ではありましたが、そうした中で展開できた数少ない事業について振り返り、次年度以降の活動に活かしていきます。

1. 生涯学習事業

この事業は、一般教養講座、スポーツ講座、地域子ども教室、クラブ・サークル活動の4部門があり、一般教養講座では「しめ縄づくり」「レザークラフト」「ワイン勉強会」の3講座にとどまりました。総参加人員は36名でした。

スポーツ講座は開催できず、地域子ども教室は、菁莪塾が1回、こども生け花教室が9回開設され延べ170名が参加しました。

クラブ・サークル活動は、地区センター、小学校の体育館を活動拠点とする16団体が趣味や健康活動を展開していますが、新型コロナウィルスの感染拡大防止のために地区センターの利用停止や利用自粛を行ったことにより、令和2年度のの利用者数は、延べ4,600名にとどまりました。

2. 地域ふれあい事業

この事業の中核である4大行事のうち「ホタル祭り」「夏祭り」「運動会」は中止を 余儀なくされ「芸術文化祭」は規模を縮小し地区センターにおいて作品展示のみを 行いました。

新型コロナウィルスの拡大防止を考える中で、屋外で行うスポーツ・レクリェーション事業の開催を模索し、「ウォーキング大会」「グランドゴルフ大会」「ゴルフ大会」を実施しました。

芸術文化祭は地区センターにおける作品展示のみとなりましたが、幼保園、小学校、中学校の積極的な参加、クラブ・サークルや地域の皆さんの参加により予想を上回る作品が出品され、3日間の開催期間中に500名を超える皆さんが会場を訪れてくれました。

スポレク事業は、3事業で90名の参加となりました。初めて取り組んだゴルフ大会は予想を上回る31名の参加があり来年度も実施する方向性を見出すことができました。

青少年育成地域づくり推進事業の中核である、青少年育成協力推進員と北中学校の地区長を中心としたボランティア活動は、ラジオ体操大会の中止やホタル祭り、夏祭りの中止に伴いバザーもなくなったことから、その活躍の場を設けることはできませんでした。唯一計画した美化活動も天候に恵まれず実施することはできませんでした。

岩手地区の大人が青少年を見守り、その健全な育成に努めることを確認する場である「青少年健全育成地区民大会」は、参加者を岩手まち協の運営委員のみに限定して開催し、コロナ禍にあっても、子供たちが「心身ともに健全な育成が必要である」ことを改めて確認し合いました。例年実施していたアトラクションなどは実施しませんでした。参加者は58名でした。

コロナ禍で子供たちが一同に集まる事業ができない中でも、子どもたちに岩手地区を認識し、今おかれた立場での思いを言葉(標語)で表してもらい、それを「のぼり旗」にして子供たちが住む自治会に掲揚するという企画が、岩手まち協と青少年育成協力推進員で話し合われ、岩手小学校の協力も得て実現の運びとなりました。90名の児童が考えてくれた標語が2月中旬に「のぼり旗」となり、小学校では「のぼり旗交流会」として各児童の標語を発表、写真撮影会などが催され、3月上旬には全ての自治会でのぼり旗が掲揚されました。

小学生には、コロナ禍における貴重な思い出となったことでしょう。この標語や体育館での交流会の様子は、岩手まち協のホームページに掲載しています。

3.協働のまちづくりの推進を図る事業

この事業は、安心・安全のまちづくり活動、地域福祉の向上を図る活動、文化財整備事業、広報活動が主要な活動です。

安心・安全のまちづくり活動については、災害図上訓練や防災交流会を企画していましたが屋内活動が中心であったため、中止としました。

子供見守り活動は、82名の活動員が、登下校時の見守り、農作業などをしながらの見守りを行って頂いています。更に見守りステッカーを貼付した自家用車による巡回見守りにも取り組んでいただきました。

「救急医療情報キット」は、赤ちゃんから高齢者まで、家庭内で情報を共有して万が一に備える活動ですが、情報シートの書き換えなどを継続的に実施することを呼びかけました。

生活支援サービス「くらしのサポート」については、依頼も無く開店休業の状態から社会福祉協議会の協力を得て再構築に取り組む考えでしたが、コロナ禍で活動もできないことから、社会福祉協議会と相談して休止することとしました。

隣近所の助け合い・気遣いを深めるための「愛の見守り活動(黄色い旗運動)」は、向こう三軒両隣のふれあい、ささえあいを醸成することを目的としています。それぞれの地域において隣近所が話し合いで、支え合おうとする機運が盛り上がることを期待しています。黄色い旗が経年変化で劣化しています。地区センターで交換するよう呼び掛けています。

「コーヒーサロン(カラオケサロン)」は、高齢者の皆さんが気軽に集うことができる場として、毎週月曜日に開催してきました。4年目を迎えましたがコロナ禍の中で休止期間もあり、400名程度の参加者となりました。

文化財整備事業は、例年通り7月、8月の2回計画しましたが、7月は天候に恵まれず中止しました。8月にはあじさい花壇の整備と併せて55名が参加しました。

菩提山城跡の整備については、菩提山登山路愛護会との協同事業として、ゴールデンウィーク前のハイキングコースの整備や城跡の清掃・整備を行うと共に、城跡の斜面に山つつじを植栽する事業にも継続して行っています。

広報活動については「まち協だより」の定期発行に加えて、冒頭にも述べようにホームページの拡充、リーフレットの発行を行いました。新型コロナ感染拡大防止の観点から、4大行事が中止や規模縮小となったことから、ポスターによる広報は取り止めました。

4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

毎月第4水曜日の定例役員会、主要行事に向けた運営委員会、年間活動の企画 や実施に向けた専門部会や実行委員会についても、新型コロナウィルス感染防止 の観点から様々な事業が中止・縮小されたことから大幅に回数減となりました。

最小限の会議開催となりましたが、概ねタイムリーに会議を開くことができたと判断しています。コロナ禍の終息が見通せない中ではありますが、より活動の幅と深みを追及することも重要な課題であると考え、役員会として諸会議の活性化を図り、事業展開が、よりスムーズに進められるよう努めてきました。





令和2年度の主な事業 (活動)報告

	会議等	安心・安全部	健康福祉部	子ども育成部	芸術文化部
具体的 事業	役員会(毎月第4水曜日) 運営委員会(6回)	災害図上訓練 こども見守り活動 交通安全対策 自主防災隊の連携について 災害時の要支援者対応	社会福祉協議会との連携による 見守りネットワークの協化 一人暮らしの高齢者家庭訪問 給食サービス 要支援者マップの作成 愛の見守り活動 救急医療情報キットの定着	子ども教室(菁莪塾) 子ども会活動の支援 小学校留守家庭児童教室支援 小学校留守家庭児童教室支援 ラジオ体操大会 青少年健全育成地区民大会 中学生の地域貢献活動支援	夏祭りの企画運営 芸術文化祭の企画運営 教養講座、歴史講座5回 特別講座
4月	5日役員会① 19日岩手まち協総会 書面議決 専門部会開催できず	子ども見守り活動 29日安心安全部会 → 中止	16日シニアはつらつ教室 → 中止 23日給食サービス → 中止		11日歴史と文化を守る総会 →中止
5月	11日運営委員会① → 中止 17日ウォーキング大会 → 延期 27日役員会	子ども見守り活動	11日健康福祉部会 → 中止 21日シニアはつらつ教室 → 中止 25日給食サービス → 中止	7日子ども育成部会 → 中止 9日菁莪塾①(歴史学習) → 延期	20日芸術文化部会 → 中止
6月	19日運営委員会① 24日役員会 → 中止	子ども見守り活動 14日災害図上訓練ディグ → 中止	8日給食サービス → 中止 18日シニアはつらつ教室 → 中止	6日菁莪塾②(ホタル観察) → 中止	2日撮影勉強会 → 中止 21日レザークラフト教室 22日芸術文化部会 → 中止
7月	5日文化財整備作業 雨天中止 5日運営委員会② → 中止 22日役員会	子ども見守り活動	16日シニアはつらつ教室 → 中止	19日ラジオ体操大会 → 中止 26日バイバス明神湖清掃 雨天中止 29~30日菁莪塾3 → 中止 (プログラミング)	日歴史と文化勉強会 → 中止 5日芸術文化部会 → 中止
8月	23日文化財整備作業 23日運営委員会 → 中止 26日役員会	子ども見守り活動 9日防災教室 → 中止	20日シニアはつらつ教室 →中止	1日菁莪塾④(鮎つかみ) → 中止	14日夏祭り → 中止 14日着付け教室 → 中止 21日芸術文化部会 → 中止
9月	19日町民運動会 → 中止 23日役員会	子ども見守り活動 26日災害図上訓練ハグ → 中止	17日シニアはつらつ教室 → 中止 28日給食サービス → 中止		26日芸術文化部会
10月	10日運営委員会② 28日役員会 → 中止 31日芸術文化祭準備	子ども見守り活動	15日シニアはつらつ教室 22日給食サービス → 中止	3日菁莪塾⑤(エコ科学工作) → 中止 9日菁莪塾⑥(料理教室) →中止	1日芸術文化部会 → 中止 31日芸術文化祭準備
11月	1~3日 芸術文化祭 25日役員会 22日地区民大会実行委員会 →12月6日に延期	子ども見守り活動 1 4日災害図上訓練 クロスゲーム → 中止	19日シニアはつらつ教室 27日給食サービス → 中止	21日菁莪塾⑦(星空観察) → 中止	1~3日芸術文化祭
12月	6日運営委員会⑤ → 中止 23日役員会 → 中止 19日地区民大会準備 20日地区民大会	子ども見守り活動	17日シニアはつらつ教室 23日給食サービス → 中止	14日菁莪塾®(リース作り) 19日地区民大会準備 20日地区民大会	5日ワインセミナー 12日しめ縄作り教室
1月	27日役員会 → 中止	子ども見守り活動	21日シニアはつらつ教室 27日給食サービス → 中止		
2月	24日役員会	子ども見守り活動 20日防災防犯交流会 → 中止	18日シニアはつらつ教室 26日給食サービス → 中止	6日菁莪塾⑨(そば打ち) → 中止	8日料理教室(そば打ち) → 中止
3月	7日運営委員会③ 24日役員会	子ども見守り活動	18日シニアはつらつ教室 25日給食サービス → 中止		

令和2年度の主な事業 (活動)報告

	スポレク部	体育推進員会	環境整備部	青少年育成協力推進員会	その他
具体的事業	町民運動会の企画運営 スポーツ講座 春秋スポーツ・レクリエーショ ン行事の企画運営	住民の健康増進 生涯スポーツの振興 軽スポーツの普及	農地・水・環境保全組合との連携 環境美化デー 文化財整備事業、観光対応事業 蛍が管つ環境の維持・啓蒙 ほたる祭りの企画運営	青少年の健全育成 中学生の地域貢献活動支援 菁莪塾の支援 健全育成地区民大会の企画	- 1
4月	25日スポレク部会 → 中止	13日委員会① → 中止	26日菩提山城跡登山道整備 → 中止	19日委員会① 書面決議	26日菩提山城跡整備 → 中止 菩提山城登山路愛護会と の協働事業
5月	17日ウォーキング大会 → 延期 27日グランドゴルフ打合せ	31日町スポレク祭 → 中止	1日環境整備部会 → 中止 あじさい花壇整備 31日ほたる川周辺草刈り → 中止	10日北中生地区長会 → 中止	
6月	17日グランドゴルフ大会	28日町体推研修会 → 中止	1日ホタル撮影勉強会	6日菁莪塾 (ほたる観察) → 中止 28日委員会2 七夕飾り	
7月	26日スポレク部会 → 中止		5日文化財整備事業① 雨天中止 19日ラジオ体操大会 → 中止 28日環境美化活動 雨天中止	5日あじさい花壇整備 → 中止 19日ラジオ体操大会 → 中止 28日環境美化活動 雨天中止	
8月	23日スポレク部会 → 中止 30日スポレク部 ・体推合同会議	30日委員会②	2日環境美化デー 23日文化財整備事業②	1日菁莪塾 (鮎つかみ) → 中止 14日夏祭りバザー → 中止 23日あじさい花壇整備	
9月	19日運動会 → 中止 28日スポレク部会	19日運動会 → 中止 27日委員会③ → 中止			
10月	4日ウォーキング大会 8日グランドゴルフ打合せ 10日ドッヂビー教室 → 中止 18日秋のスポーツ大会 (ドッヂビー)→ 中止 21日グランドゴルフ大会	4日ウォーキング大会 10日ドッヂビー教室 → 中止 18日秋のスポーツ大会→ 中止 21日グランドゴルフ大会		4日あじさい花壇整備 → 中止	
11月	4日ゴルフ大会			1日~3日芸術文化祭	
12月		13日町一周駅伝 → 中止		5日委員会③ 19日地区民大会準備 20日地区民大会	6日地区民大会実行委員会
1月					
2月				下旬 のぼり旗設置	
3月		6日委員会④		28日委員会④	

第2号議案 令和2年度決算·監查報告

一般会計

収入の部

自:令和2年4月1日 至:令和3年3月31日 単位:円

									+111.11
項		目	予	算	額	決	算	額	適用
前年度繰越金			147	,686		147	,686		
垂井	町交′	付金		2,112	,000		2,112	,000	垂井町
助	成	金		330	,000		330	,000	連合自治会
				140	,000		160	,000	垂井町(菁莪塾)
補	助	金		300	,000		300	,000	青少年町民会議(地域づくり事業)
				100	,000		100	,000	社会福祉協議会
雑	収	入		70	,314		210	,812	預金利息、菁莪塾戻入、参加費等
	計			3,200	,000		3,360	,498	

支出の部

СП «У П»											
項目		予	算	額	決	算	額		適	用	
人 件 費	貴		550	,000		545	,680				
事業	貴		1,287	,000		491	,451				
広報活動	費		40	,000		35	,940				
会議	貴		90	,000		26	,114				
事務局費	ŧ		533	,000		634	,957				
保険料	+		130	,000		120	,060				
青少年団体活動	边費		440	,000		460	,000	菁莪塾、	青少年育	育成地域~	づくり事業
地域福祉事業費	劃		100	,000		275	,918				
予備	貴		30	,000			0				
垂井町への返原	全			0		579	,120	交付金、	、菁莪鞤	返戻	
計			3,200	,000		3,169	,240				

残高の部

	収	入	支	出	残	盲
İ		3,360,498	3	,169,240		191,258

会計 町田正博 ⑩

髙木 茂彦 印

特別会計

収入の部

自:令和2年4月1日 至:令和3年3月31日

単位:円

項	目	決	算	額	適	用
前年度	繰越金		462	,997		
グッズ	等販売		30	,000	半兵衛	関連
雑 収	入			4	利息、過	重合自治会より
≣:	+		493	.001		

支出の部

項	Ħ	決	算	額	適	用
言	<u>_</u>			0		

残高の部

収	入	支	出	残	晍
	493,001		0		493,001

監査報告

令和2年度の一般会計、 特別会計の決算書及び会計 簿、預金通帳、領収書、そ の他関係書類を詳細に監査 した結果、正確に記入され 相違なきことを認めます。

令和3年4月1日

監事 熊崎 誥一 ⑩

浅野美津子 ⑩

第3号議案 令和3年度事業計画(案)



はじめに

第5期(令和3年度から令和4年度)の初年度となる今年も昨年度に引き続いて、新型コロナウィルス感染症の感染予防が、私たち岩手まち協や地域の皆さんに強く求められています。昨年度末からコロナウィルスの変異株による感染拡大(第4波)が危惧されており、手洗い・うがい、三密の回避、マスクの着用の徹底が求められています。

役員交代による新たな体制のもとでも、岩手まち協が行う全ての事業に対して、WITH コロナの時代認識のもとに、感染予防策を徹底し、昨年度実施できなかった事業に改めて取り組んでいく必要があります。

一昨年に実施した住民主体のまちづくりアンケートの結果に基づく活動を進めると共に、これまで以上に地域自治の推進母体である連合自治会と手を取りあって、8年間の活動の成果と課題に真正面から向かい合い、SDGs (エスディジーズ)の17の目標を念頭におきながら、より住みやすい岩手地区のまちづくりに取り組んでいきます。【SDGs (エスディジーズ)については添付資料を参照してください】

岩手まち協は、地域づくりの役割を担う中核として活動します

垂井町の中でも、少子化・高齢化が顕著に進んでいる岩手地区です。このことに対応するためには、垂井町や学校、地域の皆さんと手を携えて、岩手地区で育つ子供たちが元気に学び、遊び、自分たちのふるさと岩手を思う心を醸成するとともに、岩手地区で生活する高齢者の皆さんが、安心して安全に楽しく過ごしていくまちづくりを進めることが重要です。

岩手まち協は地域づくりの中核であることを改めて自覚し、全ての事業を、まち協と連合自治会(自治会長の皆さん)が車の両輪となって、垂井町や垂井町社会福祉協議会との連携をさらに深め、運営委員会の議論を深める中で、全ての構成団体の皆さんと意思疎通を図り、協力を得て活動を展開していきます。

以下、まちづくり基本構想に基づき、令和3年度の具体的な活動を提案します。



令和3年度の主要事業

本年度の主要事業は次の通りとし、地域の皆さんに行事やクラブ・サークル活動への参加を幅広く呼び掛ける宣伝活動も積極的に行っていきます。〈行事日程は別紙を参照〉

1. 生涯学習事業

- (I) 一般教養講座
 - ① 歴史教室: 岩手の歴史と文化を守る会、竹中半兵衛重治公顕彰会との連携を図ると共に岩手地区、竹中半兵衛以外の様々な歴史と文化にも触れる活動を進めます。
 - ② 料理教室
 - ③ 園芸教室
 - ④ しめ縄づくり教室
 - ⑤ クラブ・サークルと連携して新講座の開設に努めます
 - ⑥ 特別教室(レザークラフト、包丁研ぎ、パソコン、英会話、チーズ・ワインなど)の開設に努め、クラブ・サークルの新設を目指します
- (2) スポーツ講座

スポレク部及び体育推進員会を中心に、秋のスポーツ大会に向けた講座に加え、ノルディックウォーク、ゴルフや老人クラブと連携したペタンク等の講座開設を図ります。

(3) 地域子ども教室(菁莪塾、子ども生け花教室) パソコンを使ったプログラミング教室の開設を図ります。

2. 地域ふれあい事業

- (I) ホタル祭り(農地・水・環境保全組合と共催) 岩手地区以外への広報、イベントの充実を図ります
- (2) 若者が地域の活性化に挑戦する事業 20~40代の男女が集い、岩手地区の活性化を図るためのイベント開催に チャレンジできるよう、予算措置を含め環境を整えていきます
- (3) スポーツ・レクリエーション事業(体育推進員会との連携) ウォーキング、グランドゴルフ、ドッヂビーなどの軽スポーツ大会を進めま す。昨年初めて実施したゴルフ大会を継続して実施します。
- (4) ラジオ体操大会
- (5) 夏祭り(盆踊りを中心)
- (6) 岩手地区運動会(町民運動会を小学校と共催)
- (7) 芸術文化祭(小学校と共催)
- (8) 青少年育成地域づくり推進事業 青少年育成協力推進員会との連携により、中学生ボランティアと自治会 長や環境整備部の皆さんが協力する環境美化活動、環境看板づくり、青

少年健全育成地区民大会を開催します

- (9) カラオケ教室やカラオケ大会(老人クラブと共催を図る)
- (10) コーヒーサロン、カラオケサロンの充実
- (11) クラブ・サークル活動

クラブ・サークル活動の成果を、地域の皆さんと共有するための作品展示会を芸術文化祭にとどまらず、地区センターのロビーで開催すること を模索します

3. 協働のまちづくりの推進を図る事業

- (1) 安心・安全のまちづくり活動
 - ① 災害図上訓練を行い、災害発生時の対応力を強化します ディグ、ハグ、クロスゲーム、防災教室等
 - ② 自治会や自主防災隊と連携して要支援者マップを作製します
 - ③ 子ども見守り活動を充実します
 - ④ 社会福祉協議会と連携し地域見守りネットワークを充実します 愛の見守り活動(黄色い旗運動)の継続・発展 救急車を要請した時に役立つ救急医療キットの継続・発展
- (2) 文化財等整備事業

櫓門周辺、逆さ杉、菩提山城址、菩提山・逆さ杉ハイキングコースなどの整備事業を竹中半兵衛重治公顕彰会、逆さ杉保存会と共同で進めます

- (3) 広報活動
 - ① まち協だよりの発行 毎月発行することを大切にし、活動報告やトピックスの紹介、講座への

参加呼びかけ、クラブ紹介等、まち協の広報宣伝活動の核とします。

- ② 「岩手まち協」を外部へ発信 垂井町のホームページ上に「協働のまちづくり」と言うアイコンが設け られ、そこに「岩手まち協のページ」が設定されています。インターネット の検索サイトで「岩手地区まちづくり協議会」と入力すると、岩手まち協 の頁を開くことができます。これを有効に活用していきます。
- ③ まち協行事の案内チラシ(A4版)、ポスター(A2版)の作成と啓発 4大行事を中心に、まち協が行う事業案内のチラシを各家庭に配布す ると共に、各自治会のクリーンステーションにポスターの掲示を行い、 行事の周知を図ることとします。
- 4. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

役員会、運営委員会、専門部会などの諸会議を適切に配置して、事業展開が スムーズに進められるよう努めます。

また、地区センターが集いの場となるよう、ロビーの整備を継続して行っていきます。

令和3年度·主要行事予定

実施予定日	曜	行 事 名	内容、参加者、関連会議など		
4月17日	(土)	第10回岩手まち協 総会	まち協構成団体より各2名の代議員		
4月25日	(日)	菩提山城登山路等整備	連休に向けて登山路・城跡等の整備清掃		
5月の早期に		専門部会	各専門部の活動を協議		
5月16日	(日)	第1回運営委員会	ほたる祭りについて		
5月23日	(日)	春のスポーツ大会	住民 ウォーキング大会 (スポレク部・体推)		
6月16日	(水)	守ツヘ小 ノ八女	住民 グランドゴルフ大会 (スポレク部・体推)		
6月1日~14日		岩手地区ホタル観賞期間	住民 川原集会所・岩手川(川原橋~清水橋周辺)		
6月 5日	(土)	ホタル祭りイベント	環境整備部を中心としたホタル祭り実行委員会		
6月 5日	(±)	菁莪塾 ①	ほたる観察(小学生希望者:地区センター) (こども育成部)		
7月 4日	(日)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を 保存会などと合同で行う (環境整備部)		
		第2回運営委員会	ラジオ体操大会、夏祭りについて		
7月18日	(日)	ラジオ体操大会	住民(こども育成部)		
7月28~29日	(水)(木)	菁莪塾②	プログラミング教室 (3・4・5・6年生希望者:小学校)		
7月31日	(土)	菁莪塾③	鮎つかみ (小学生希望者:川原集会所) (こども育成部・青推)		
8月14日	(土)	夏祭り	住民 盆踊等 (夏祭り実行委員会)		
8月22日	(日)	文化財整備事業	まち協運営委員 菩提山、逆さ杉、陣屋跡、菁莪記念館等の環境整備を 保存会などと合同で行う (環境整備部)		
		第3回運営委員会	町民運動会について		
9月 4日	(土)	菁莪塾④ 授業日	エコ・科学工作 (3・4年生)		
9月18日	(土)	町民運動会	住民(まち協運営委員・小学校・幼保園・スポレク部・体推)		
10月 2日	(土)	第4回運営委員会	芸術文化祭について		
10月 3日	(日)	ウォーキング大会	竹中半兵衛顕彰会と共催 菩提山(スポレク部・体推)		
10月 9日	(土)	スポーツ教室	住民 ドッヂビーについて (スポレク部・体推)		
10月17日	(日)	秋のスポーツ大会	住民 ドッヂビー大会 (スポレク部・体推)		
10月20日	(水)		住民 グランドゴルフ大会 (スポレク部・体推)		
月日			住民 ゴルフ大会 (スポレク部・体推)		
10月 日	()	菁莪塾⑤ 授業日	料理教室(5年生)		
11月 7日	(日)	芸術文化祭	住民 (まち協運営委員・小学校・芸術文化部)		
11月13日	(土)	菁莪塾⑥授業日	地域の歴史(6年生)		
11月 日	(土)	菁莪塾⑦	星空観察 (小学生希望者:地区センター・小学校) (こども育成部)		
12月 5日	(日)	第5回運営委員会	青少年健全育成地区民大会について		
12月11日	(土)	菁莪塾⑧ 授業日	リースづくり (1,2年生親子)		
12月19日	(日)	青少年健全育成地区民大会	住民 (まち協運営委員・こども育成部・青推)		
2月 5日	(土)	菁莪塾⑨	そば打ち(6年生希望者:地区センター) (こども育成部)		
3月 6日	(月)	第6回運営委員会	令和3年度の振り返り		

[・]役員会を月 | 回行う。(原則毎月第4水曜日)

[・]一般教養講座、特別講座、スポーツ講座、地域子ども教室 (菁莪塾)等を計画推進していく。 (菁莪塾は小学校・PTA・青推と連携して進める。)

[・]まち協では、各専門部が中心となって計画立案実行する。実行に当たっては運営委員が協力する。

第4号議案 令和3年度予算(案)

一般会計

至: 令和4年3月31日 収入の部 単位: 円

自:令和3年4月1日

項目	令和2年度予算額	令和3年度予算額	適用
前年度繰越金	147,686	191,258	
垂井町交付金	2,112,000	2,112,000	垂井町より
助成金	330,000	330,000	連合自治会より
	140,000	160,000	垂井町より
補助金	300,000	200,000	青少年町民会議より
	100,000	100,000	社会福祉協議会より
雑収入	70,314	59,742	預金利息、参加費等
計	3,200,000	3,153,000	

支出の部

<u> </u>							
項		目	令和2年度予算額	令和3年度予算額	適用		
人	件	費	550,000	550,000	役員手当、報償費		
事	業	費	1,287,000	1,337,000	4 大行事、講座、スポーツ大会		
広報	活重	助 費	40,000	40,000	まち協だより、アンケート		
会	議	費	90,000	90,000	総会、役員会、専門部会		
事系	务局	費	533,000	536,000	備品、消耗品、インク、トナー		
保	険	料	130,000	130,000	傷害保険料		
青少年[団体活	5動費	440,000	340,000	菁莪塾、青少年育成		
地域福祉	业事第		100,000	100,000	サロン、暮らしのサポート		
予	備	費	30,000	30,000			
	計		3,200,000	3,153,000			
費用項	費用項目間の流用は、役員会の承認を得て行うことができるものとします。						

岩手まち協の役員の年間役員手当(人件費内訳)

会 長	220,000円	執行役員	15,000円	1人当たり
副会長	20,000円	会 計	10,000円	
事務局長	35,000円	監 事	10,000円	1人当たり
事務局次長	20,000円	運営委員など報償費	135,000円	

第5号議案 役員改選

令和3年度~4年度の役員候補者

推薦委員会として以下の皆さんを役員候補者として推薦します。 尚、会長については、規約に定める連合自治会の推薦を得ています。

参 考

会長 髙木茂彦 地区センター長

副会長 野田耕治 連合自治会長

事務局長 町田正博 地区センター員

事務局次長 藤井厚美 地区センター員

溝口浩一 連合自治会副会長

中川泰一 商工会岩手支部

会 計

松 岡 寛 晃 消防団岩手分団

執行役員

青木 勝 南長畑自治会

岩 田 きよみ 谷自治会

山田和弘 岩手小学校PTA

永澤 初枝 漆原自治会

監事 浅野美津子 漆原自治会

リ 熊 崎 誥 一 竹中半兵衛重治公顕彰会

以上

第6号議案 その他

MEMO

添付資料

- 岩手地区まちづくり基本構想
- ・岩手まち協 規約
- 岩手まち協活動体系概念図
- ・岩手まち協専門部の構成
- ・愛の見守り活動について
- 救急医療情報キットについて
- •SDGs とは?

岩手地区まちづくり基本構想

地区まちづくり協議会設立の意義

岩手地区まちづくり協議会は、垂井町まちづくり基本条例に基づき、垂井町 の指導の下に設立されました。

まちづくり協議会は、住民と行政(垂井町)との協働のもと、住民の参加と役割 分担によって、責任ある主体的な「まちづくり」を推進することにより「豊か で住みよく、安心して暮らせる」地域を形成することを目的としています。

しかしながら、その実態は、国や自治体の財政が厳しい中で、従来であれば 行政に要望したり苦情を言ったりする中で解決してきたものを、住民にできる ことは自らの手で解決を図らなければならないというものです。

行政の住民に対する押し付けということもできますが、私たちは、視点を変えて「行政にできない、まちづくりをやってやろう」「自分たちの町を、どこよりも良い町にしよう」と言う気概をもって取り組む必要があります。

そのことこそが、岩手地区の住民として、意義ある活動に繋がり、自らをも納得できる行動を起こすことができるのではないでしょうか。「行政が目を見張る」そんな「まちづくり」を行っていきましょう。

まちづくりの目標と将来像

私たちのまち「岩手地区」は、先人の労苦により受け継がれてきた美しい自然と、竹中半兵衛重治公や伊富岐神社の神楽、集落ごとの祭囃子、大石の花火など誇りが持てる歴史・地域文化があります。里山や岩手地区を流れる河川などの自然は、私たちに無限の恵みを与え続けてくれました。

このような自然や歴史・地域文化の良さを次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの大切な役割です。

私たちが取り組む、まちづくりで一番大切なことは「何を行うか」ではなく「何のために行うか」であるといえます。それは「岩手地区に住む私たちが、いきいきと楽しく快適に暮らせるために行う」ことではないでしょうか。

私たちは、次のような「まち」をめざし、岩手地区の良さを次の世代に引き継いでいきます。

「まち」に住む人々の心がふれあい、優しさに包まれた「岩手地区」 「まち」に住む人々の心がひびきあい、いきいきと暮らせる「岩手地区」 そのために、岩手地区の将来像(スローガン)を次のように設定します。

住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」岩手地区

まちづくりの柱

私たちの「まち」の将来像~住む人の、心がふれあい、ひびきあう「まち」

岩手地区~に結び付けていく「まちづくりの柱」を次のように定めます。

1. 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に恵まれ、隣人を慈しむ人情いっぱいの住 民が暮らす「まち」です。

しかしながら、人口の流出が続き、垂井町内で少子高齢化が最も顕著にみられる地区となっている中で、今一度「隣人を慈しむ人情いっぱい」の心情を高揚させ、誰もが安心して笑顔で、住み慣れた「まち」で子育てを行い、年老いていくことができる。住民同士が支え合い、高齢者や障がい者をサポートすることができる、そのような「まちづくり」が必要です。

近年、何の関わりもないのに子どもや青少年が傷つけられる、登下校の子どもの列に暴走自動車が突っ込む、振り込め詐欺にみられるようなお年寄りを狙った犯罪などが、毎日のように報道されています。

また、東日本大震災・福島原発事故や各地で頻発するゲリラ豪雨による災害は、記憶に新しいことです。

私たちの町では、幸いにして大きな災害・被害は発生していませんが、東南海地震がいつ来てもおかしくないと言われているように、災害はいつやってくるか予測できないものです。また、交通事故なども「なぜ」という状況で発生します。安心・安全は生活の基本です。

地域の生活は地域の皆で守り、誰もが安心して笑顔で暮らせることができる まちづくりが必要です。

2. 次代を担う子ども達を育むまちづくり

少子化が進行するなかで、地域の将来を担い、地域で活躍する子どもや青少年を育成することが重要な課題となっています。

子ども達が様々な体験や経験をすることで、生涯学習の基礎を身につけると 共に、自ら考え、自らの力で今後を乗り切る(自分の将来を切り拓く)力をつ けることができます。青少年が、その誇りと責任について自覚をたかめるため、 健全な青少年団体及びグループ活動を育成・支援することが必要です。

このような活動を通して、地域の大人たちがもっている様々な技術や知恵を引き継いでいくことによって、次代を担う子どもや青少年達が、ふる里に愛着をもつことに繋がり「まち」の活性化に繋がります。

3. 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり

私たちの「まち」は、豊かな自然に包まれて、それぞれの集落に独特な芸能が伝えられると共に、竹中半兵衛重治公に象徴されるように歴史の薫りがあふれている「まち」です。

このような歴史と文化を次の世代に引き継ぐと共に、今を生きる人間として 求められる一般常識・教養を高める場、趣味を楽しむ場を提供することも重要 な課題です。 地域の歴史を発掘して発信すると共に、学んだ成果を披露する場も設定して 多くの住民がふれあい、絆を深めることが個性ある「まち」に繋がります。

4. 誰もがスポーツを楽しむまちづくり

スポーツという言葉は、若者が「より早く、より高く、より強く」を求め、 その成果を求める競技スポーツを連想しますが、平均寿命が延びる中で、人間 としての一生を心身ともに健康に過ごすために「生涯スポーツ」という捉え方 が拡がっています。

私たちが取り組むスポーツは、健康で明るい人生を過ごすための「生涯スポーツ」です。老若男女、誰もが楽しめる軽スポーツを普及させることは、地域住民の体力づくり、体力維持に資することに繋がります。

そして、日頃の活動の成果を発揮する場としてスポーツを楽しむ機会を設け、 住民相互のふれあいを深め「まち」の絆を強めます。

5. 環境にやさしいまちづくり

私たちの「まち」には四季折々の彩りをなす山や田畑があり、きれいな水が流れています。こうした自然は、私たちの大切な生活を支え、ときには、私たちの心を和ませてくれるなど、無限の恵みを与え続けてくれます。

このような素晴らしい郷土を、大好きな「まち」を未来に引き継いでいくために、環境保全・環境改善の取り組みは欠かすことができません。

また、歴史的遺産の環境を整備すると共に、そのことを広く発信して歴史と 文化の「まち」の誇りをもち続けることも、私たちに課せられた命題です。

具体的な活動

具体的な活動は、まちづくりの5つの柱に沿って、専門部とその所管事項を 定め、専門部が立案した企画を「まちづくり協議会」に参加する自治会など構 成団体が一丸となって進めます。

5つの柱と専門部

- ① 誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり・安心・安全部・健康福祉部
- ② 次代を担うこども達を育むまちづくり・・・子ども育成部
- ③ 歴史と文化が薫る個性あるまちづくり・・・芸術・文化部
- ④ 誰もがスポーツを楽しむまちづくり・・・・スポレク部
- ⑤ 環境にやさしいまちづくり・・・・・・環境整備部

各専門部の所管事項、具体的事業(活動目標)は、別紙の通りです。

年度毎の活動は年次計画として提起します。

以上

- 1. この基本構想は平成25年4月21日、第2回総会において制定
- 2. この基本構想は平成27年4月19日、一部改訂する
- 3. この基本構想は平成29年4月16日、一部改訂する

岩手地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

(事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、岩手地区まちづくりセンター(垂井町岩手608-2)に置く。

(構成)

- 第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する自治会および 各種団体(以下「構成団体」と言う)に加入している人をもって構成する。
 - 2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

(目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、岩手地区 まちづくりセンターを拠点として地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、 豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的 とする。

(事業)

- 第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
 - (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
 - (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
 - (4) 生涯学習事業
 - (5) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- 第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 役員会
 - (4) 専門部会

(役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員(以下「役員等」と言う)を置く。

(1)	会長	1名
(2)	副会長	1名
(3)	事務局長	1名
(4)	事務局次長	1名
(5)	執行役員	6名
(6)	会計	1名

(7) 監事 2名

(8) 運営委員 会長委嘱人数

(9) 顧問 会長委嘱人数

2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て増員又は置かないことができる。

(役員等の選出)

- 第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。
 - 2 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その 承認を得な ければならない。
 - 3 副会長、事務局長、事務局次長、執行役員、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
 - 4 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。
 - 5 運営委員は、役員会が必要と認める構成団体から推薦を受けた者を、会長が委嘱する。
 - 6 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、会長が委嘱する。

(役員等の任務)

- 第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を負う。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。
 - 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 執行役員は専門部会を担当する。
 - 6 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。
 - 7 監事は岩手まち協の監査事務を司る。
 - 8 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。
 - 9 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

(役員等の任期)

- 第10条 第7条1項1号から7号の任期は、2年(総会から翌々年の総会まで)とする。 但し、再任は妨げない。
 - 2 第7条1項8号から9号の任期は、1年(総会から翌年の総会まで)とする。但し、再任は妨げない。
 - 3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めに拘わらず、役員会の議を経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。
 - 4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び構成団体から選出された者 (以下「代議員」と言う)をもって構成し、毎年1回定期総会を開催する。

但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。

2 構成団体から選出される代議員は、それぞれ2名とする。

2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、その団体の代表者(会長など)とする。

構成団体の代表者が岩手まち協の役員に就任している場合は、代表者の代替代議 員を選出・派遣しなければならない。

- 3 総会の議長は、代議員の中から選出する。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算、会計監査報告
 - (3) 役員等の選出・承認
 - (4) 規約の制定・改廃
 - (5) その他、重要な事項

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会に次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。
 - 2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。
 - 3 運営委員会の議長は、会長とする。
 - 4 運営委員会は、運営委員の過半数(委任状を含む)の出席で成立し、その議事は、 出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。
 - 5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

(役員会)

- 第 13 条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、会長、副会長、 事務局長、事務局次長、執行役員、会計、監事で構成し、会長が必要と認めた時に 招集する。
 - 2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な事項を総会または運営委員会に提起する。
 - 3 役員会の議長は、会長とする。

(専門部会)

- 第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。
 - (1) 安心·安全部
 - (2) 健康福祉部
 - (3) 子ども育成部
 - (4) 芸術 文化部
 - (5) スポーツ・レクリェーション部(スポレク部)と改称
 - (6) 環境整備部
 - 2 専門部は、役員会が指名する構成団体が推薦する者により構成する。

- 3 役員会から指名を受けた構成団体は、1~2名の専門部員を選任し、事務局長へ届け出るものとする。
- 4 専門部に次の役員を置く。
 - (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 若干名
- 5 部長は執行役員が、副部長は自治会長が務める。
- 6 部長は、部会を主宰する。
- 7 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
- 9 専門部の所管事項は別に定める。

(会計)

- 第15条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。
 - 2 岩手まち協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

(事務局)

- 第16条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
 - 2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

(規則・細則・要綱等)

第17条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

附則

1 この規約は、岩手まち協の設立総会(平成24年12月2日開催)の承認を得て制定・ 施行される。

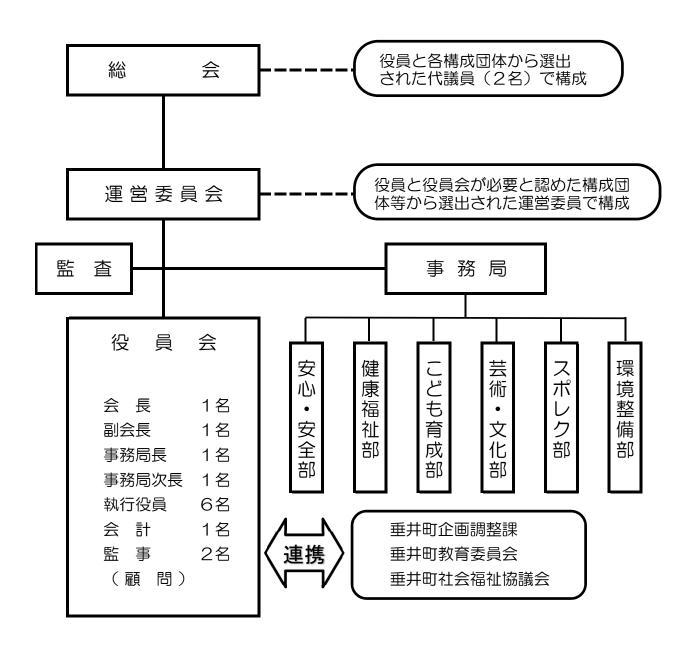
しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、平成25年4月1日以降となることから、設立総会から平成25年度の総会までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。

よって設立総会で選出される役員の任期は、第10条の規定に拘わらず、平成25年度の総会までとする。

そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会で決定され た活動に限定して、この規約を適用するものとする。

- 2 この規約は平成25年4月21日に一部改訂し全面施行する。
- 3 この規約は平成27年4月19日に一部改訂し全面施行する。
- 4 この規約は平成29年4月16日に一部改訂し全面施行する。

以上



構成団体(順不同) 岩手地区にお住いの皆さんは、下記の団体を通じて全ての皆さんがまちづくり協議会の構成員です。

菩提田町自治会川原自治会長畑自治会南長畑自治会五明自治会下町自治会漆原自治会南漆原自治会宮之前自治会谷自治会伊吹自治会大石自治会

北中学校岩手小学校岩手幼保園子ども会・育成会民生児童委員老人クラブ連合会商工会消防・岩手分団

交通安全協会 スポーツ推進委員 体育推進員会 スポーツ少年団

青少年育成協力推進員会歴史と文化を守る会 竹中半兵衛公顕彰会

農地水環境保全組合 福祉推進員(社会福祉協議会)

クラブ・サークル連絡会

専門部の所管事項 **令和3年度**

専門部活動の運営要綱

- 専門部は、構成団体で組織し、構成団体間の連携・調整を図り、相互の活動が容易になるように努めるものとする。 部長は、必要に応じて部員以外の、構成員及び外部の有識者の参加を求めることができる。 部長は、事業を円滑に推進するため、必要に応じて他の専門部と協議し、合同で会議を開くことができる。 専門部が企画運営する事業(活動)について、構成団体は積極的に協力しなければならない。 -.viw.4.

専門部の所管事項

専門部名	所 管 事 項	関本的事業(活動)
安心・安全部	防災、防犯、交通安全に関すること 児童生徒の通学時の安心・安全に関すること 書いたのま行院には関すること	こども見守り活動 交通安全対策、災害図上訓練
	目少十074F1JMJ上にNE SOOC	ロエジンをジーをいるとは、大口はこれがで
	一人暮らしの高齢者との交流に関すること	社協との連携による見守りネットワークの強化
	高齢者・障害者の生きがい活動に関すること	一人暮らしの高齢者家庭訪問、給食サービス
健康福祉部	生活支援サービスに関すること	要支援者マップの作成、くらしのサポート
	育児支援に関すること	生き生きふれあいサロンの普及
	災害時の要支援者対応に関すること	カフェサロンの展開、救急医療情報キットの普及
	青少年の健全育成に関すること	子ども教室(菁莪塾)、子ども会活動の支援
日子出版では、	こども体験活動に関すること	小学校留守家庭児童教室支援、ラジオ体操大会
	子育て支援活動に関すること	青少年健全育成地区民大会
		中学生の地域貢献活動支援
	文科系講座の企画運営	夏祭り、芸術文化祭の企画運営
抗治・文化部	クラブ活動に対する支援	教養講座、歴史講座
	歴史・文化の保存継承に関すること	
	町民運動会に関すること	町民運動会の企画運営
が、一部で	スポーツ・レクリエーション行事に関すること	スポーツ講座
合くこく	ニュースポーツの推進に関すること	春秋スポーツ・レクリエーション行事の企画運営
	スポーツ系講座の企画運営	
	環境美化活動に関すること	農地・水・環境保全組合との連携
二二十字数/法立(自然環境の保全に関すること	環境美化デー
	道路・河川などの生活環境に関すること	文化財整備事業、観光対応事業、ほたる祭り
	ごみ減量化、リサイクルに関すること	中学生の地域貢献活動支援

令和3年度 専門部の構成

運営委員以外の者を派遣することができる。 〇印は副部長を努める 自治会は1年毎に1自治会が下段の専門部へ移動するローテーションを行う。 代表者、 二つ以上の専門部を担当する構成団体(アンダーライン)は、

{\{\}_{\}_{\}_{\}_{\}_{\}_{\}_{\}_{\}_{\	〇 南長畑自治会、川原自治会、消防団、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA	C
女手即	老人クラブ(男性)、交通安全協会	Ŋ
健康福祉部	〇 長畑自治会、伊吹自治会、福祉推進員、民生児童委員、老人クラブ(女性) 幼保園、幼保園保護者会	7
こども育成部	〇 五明自治会、下町自治会、 <u>民生児童委員、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA</u> 青少年育成協力推進員、子ども会育成会	9
芸術・文化部	〇 漆原自治会、南漆原自治会、歴史と文化を守る会、文科系クラブ代表 商工会、竹中半兵衛公顕彰会、子 <u>ども会育成会</u>	7
スポレク部	会 大石自治会、宮之前自治会、体育推進員(2)、スポーツ推進委員(2)、スポーツ少年団、スポーツ条のラブ代表	∞

運営委員会の構成

クラブ・サークル代表 役員、顧問、自治会長、中学校、中学校PTA、小学校、小学校PTA、幼保園、幼保園保護者会、商工会、農地・水・環境保全組合 青少年育成推進員、スポーツ推進員、 民生児童委員、体育推進員、 福祉推進員会、竹中半兵衛公顕彰会 消防団、老人クラブ、歴史と文化を守る会、 交通安全協会、子ども会育成会、

役員を派遣している構成団体は、その役員が運営委員を兼務することができるものとする。

 ∞

淄咒匠

⋘

商工

青少年育成協力推進員

農地・水・環境保全組合、

谷自治会、

菩提田町自治会、

0

環境整備部

竹中半兵衛公顕彰会

歴史と文化を守る会

質色の頂、場がっていますか川

「愛の見守り活動」は自治会内の



向こう三軒両隣の見守り活動

この活動は岩手地区を、より安全で安心な地域とするため「まちづくり」 の一環として展開しています。

「黄色い旗」の掲揚は、高齢者や高齢単身者、身体の不自由な方などが、 住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実 現を目指し、見守り活動を通じて、異常のあった家庭を早期に発見し、必 要な支援につなげることを目的とします。

自治会のすべての世帯が、毎日、朝起きたら玄関や窓、庭先など、近所の方が確認できる場所に、黄色い旗を掲げ、夕方には片づけることを基本とします。

すべての世帯が掲げる目的は、特定の世帯(高齢者だけの世帯や高齢単身者、身体弱者)のみが掲げていることが判ると、盗難や犯罪に利用される恐れがあるため、これを防止するためであり、決して強制するものではなく、自発的に掲げていただくことをお願いするものです。

皆で見守りましょう

- O 隣近所の皆さんがそれぞれ見守ることとします。
- 黄色い旗が出ていないまたは片づけていない時は、声をかけてみましょう。
- 異常が発生した場合には、必ず大きな声で、ご近所に知らせ、複数の住民で対処 (救急車の手配など)してください。
- 二回の声掛けにも返事がないときは、自治会長、班長、福祉委員などに連絡をしてください。
- 旅行などで外出が続く場合は、ご近所に伝えましょう。

旗が破れた・汚れた場合は、地区センターへ





島窟してひに起かり

万が一、救急車を呼んだときには

対象者の医療情報を早期に病院へ伝えることが重要です。情報は、救急隊員から病院へ伝えます。 家族の医療情報をシートにまとめておけば安心。

救急医療情報キットを備える運動を展開しています

近年、社会生活の変化によって、心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病が若年 化の傾向にあります。また、食生活の変化により食物アレルギーによって重篤 な症状に陥ることも増加の傾向にあります。

突然の災害や、急病などのときには、適切かつ迅速な処置が必要です。

救護を受けなければならないことが起きた場合、救急隊、医療機関が、その 傷病者の正しい情報を早期に得ることが命を守るうえで大変重要です。

岩手地区まちづくり協議会では、家族の医療情報を救急医療情報シートにまとめ、救急医療情報キットとして冷蔵庫に保管することによって、岩手地区の皆さんの安全と安心をより確保する運動を展開しています。

「救急医療情報キット」とは、緊急時に備え、自分の氏名、年齢、持病、服用している薬の名称、アレルギーの有無、かかりつけ医療機関とその医療機関の診察券の写し、緊急連絡先などの情報を記入した情報シートを円形のプラスチック容器などの中に入れ、冷蔵庫の飲料水など保管するドアポケットに保管し、緊急時に活用するものです。この情報シートは、病変に応じて見直すことが大切です。定期的に見直すようにしましょう。

さらに、救急隊に救急医療情報キットが冷蔵庫に保管されていることを知らせるために、玄関を入ったところの目に付くところへ表示マークを貼ります。

エスディージーズ SDGs

(持続可能な開発目標)とは?

★2030年までに達成を目指す世界の目標

世界は、貧困、人種差別、環境破壊など、さまざまな問題に直面しています。 こうした地球規模の問題を解決するために「誰一人取り残さない」という共 通理念のもと、国際連合(国連)が加盟193カ国が達成を目指す2030年 までの国際目標として定めたのが SDGs です。

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の頭文字をとった略称で、 持続可能な開発目標を意味し、下図のように17の目標が決められています。 たとえば目標①は「貧困をなくそう」、目標②は「飢餓をゼロに」、目標④は 「質の高い教育をみんなに」と、さまざまな目標が設定されています。

「貧困をなくそう」が目標になったのは「なくすべき貧困がある」というこ とです。「飢餓をゼロに」が目標なのは、「飢餓で苦しむ人がいる」からです。 17の目標は、今の地球には多くの問題があることを示しているのです。

★このままでは地球が持たない

なぜ、SDGs に取り組む必要があるのでしょう。

ズバリ、このままでは地球がもたないからです。人間が利益だけを考えて環 境破壊を続ければ、生物多様性はなくなり、将来的に自然の恵みを享受できな きなります。経済も大切ですが、環境をないがしろにすれば、人間に必ず悪影 響が及びます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT



































新型コロナウイルスの感染防止は

地域全体、家族ぐるみで進めよう

新型コロナウイルスは再度感染が拡大する可能性があります。 感染拡大を予防する新しい生活様式に移行しましょう。

~基本的生活様式~













MEMO

岩手まち協の情報は WEBのホームページで

岩手まち協の情報は、垂井町のホームページにある「協働のまちづくり」のアイコンをクリックすると「まちづくり協議会」のページに移動する。そこに「岩手地区まちづくり協議会」の窓があり「岩手まち協 HP」のアイコンをクリックすると下図(図1)のページが開きます。

岩手まち協の行事のお知らせや岩手地区の歴史、竹中半兵衛重治公や郷 土の偉人についても掲載しています。

もう一つの方法は、様々な検索エンジンに「岩手地区まちづくり協議会」と検索をかけると「岩手まち協 HP」に到達します。

Gy

岩手まち協 HP

岩手地区まちづくり協議会

検索

クリック or タッフ

<u>X</u>

2021年3月19日

岩手まち協所在地: 〒503-2107 岐阜県不破郡垂井町岩手608-2 合Fax: 0584-22-1007 Email: iwade-machikyo@octn.jp

新 着 情 報

岩手まち協の活動

What's 岩手地区

イベント情報

03/13 <u>コーヒーサロン3月~4月の開設予定</u>

03/13 岩手小児童の思いが「のぼり旗」に

各自治会に掲揚されていますよ

03/08 地区センターの利用自粛を解除します 新型コロナ感染防止にご協力を

03/05 地区センターの3月の利用予定

お知らせで~す!! 03/01 まち協たより3月号

02/12 東海道線下り「新垂井」を知っていますか

02/01 まち協たより2月号

01/01 まち協たより1月号

12/22 岩手まち協の紹介リーフレットを作成

12/22 青少年健全育成地区民大会を開きました

まち協たより 12/14 郷土の偉人「神田孝平」を学ぼう

12/03 測量資料を基に菩提山城を学ぼう

センターの利用方法

サークル活動紹介

竹中半兵衛公を学ぶ

菩提山城跡ハイキング

岩手の先人たち



岩手地区まちづくり協議会は(略称:岩手まち協)は、 岩手小学校区で活動する自治会など諸団体によって平成 24年12月2日に設立されました。

このホームページでは岩手まち協の基盤である岩手地 区の姿、まち協の考え方や組織、活動計画、事業・行事案 内などを掲載、紹介します。







